

令和 8 年度採用 四街道市職員採用試験（民間企業等職務経験者）案内 （建築技師上級）

【四街道市では、民間企業などでの職務経験を活かした即戦力となる人材を募集します。】

1 職種及び募集人数

職種	募集人数
建築技師上級（1級建築士）	1名
建築技師上級（2級建築士）	1名

2 職務の概要

職種	職務の概要
建築技師上級	法令に基づく許認可・指導、施設の新築・増改築・修繕に関する設計、施工管理等業務を行います。

3 受験資格

・それぞれの職種において、下記の要件をすべて満たす人

(1) 建築技師上級（1級建築士）

- ①昭和51年4月2日以降に生まれた人（学歴不問）
- ②民間企業等での建築技術職務経験が直近6年中に4年以上ある人
- ③1級建築士の資格を有する人

(2) 建築技師上級（2級建築士）

- ①昭和61年4月2日以降に生まれた人（学歴不問）
- ②民間企業等での建築技術職務経験が直近6年中に4年以上ある人
- ③1級建築士の資格を有する人

(注) 1 「民間企業などでの職務経験」には、会社員、公務員等として、週当たり35時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。

また、育児休業や病気休職等の期間がある場合は、これを除算します。

なお、勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。

2 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限りします。

3 最終合格後、受験資格を満たすことを証明する書類（職歴証明書等）を提出していただきます。なお、職務経験の確認ができない場合は採用しません。

- ◎ 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・日本の国籍を有しない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・四街道市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

個別面接

5 給与

- ・初任給は職務経験等に応じて、一定の基準に基づいて決定されます。

建築技師上級（例）令和8年4月1日現在

職務経験	標準的な年齢	職務の級	初任給（地域手当含む）
5年	27歳	2級 （主事級）	283,910円
8年	30歳	3級 （主任級）	303,930円
13年	35歳		317,020円
18年	40歳	4級 （主査補級）	365,640円
28年	50歳		401,500円

※さらに勤務経験を有する方には、上記の金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。

※このほかに通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

6 応募方法及び受付期間

（1）応募方法

市ホームページの応募フォームより申込

（2）受付期間

随時募集とし、申込受付後、面接試験を随時実施します。

- ※ 通信や機器障害によるトラブルについては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 四街道市役所総務部人事課

（郵便番号及び所在地） 284-8555 四街道市鹿渡無番地

（電話番号） 043-421-6105

7 その他

この採用試験の結果等については、口頭による開示請求をすることができます（下表参照）。

なお、電話、はがき等による請求及び代理人の請求では開示できませんので、受験者本人が運転免許証等本人を確認できる書類を持参の上、直接お越しください。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点	結果発表日から2週間	四街道市役所本庁舎本館1号棟3階 総務部人事課

※結果発表日は、試験当日にお知らせします。